



札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック

【令和8年(2026年)改訂版】



札幌市

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック

【令和8年(2026年)改訂版】

目次

I	札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし	1
1	概要	2
2	整備にあたっての配慮	4
3	基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	10
4	建築物の利用実態による分類	15
5	特定適合施設表示板（シンボルマーク）	17
6	手続きの概要	18
7	札幌市福祉のまちづくり条例	21
II	整備基準と解説	89
8	ガイドブックの見方	90
9	建築物	92
	(1) A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路	
	B 視覚障がい者が円滑に利用できる経路	92
	(2) 敷地内の通路	96
	(3) 出入口の構造	101
	(4) 廊下その他これに類するもの	103
	(5) 傾斜路	105
	(6) 利用円滑化経路上のエレベーター	108
	(7) 階段	112
	(8) 便所	115
	(9) 駐車場	123
	(10) エスカレーター	125
	(11) 洗面所	127
	(12) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室	129
	(13) 客室	132
	(14) 観覧席及び客席	136
	(15) 緊急避難設備	139
	(16) 造作・機器	141
10	道路	157
11	公園	167
12	路外駐車場	173
III	関連資料	175
13-1	バリアフリーチェックシステム	176
13-2	施設整備マニュアル改訂に係る検討体制	178
13-3	その他	181

(1) 札幌市における福祉のまちづくりの沿革

札幌市では、昭和56年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し、公共建築物の整備を進めてきました。さらに、市、事業者、市民が協力・連携して、本市独自の施設整備を進める必要性が高まり、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、事業者等が市内で公共的な施設の新築・改築等を行う際には、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める構造、施設に関する基準を守らなければならないこととし、建築確認の申請等を行う際には、整備基準の適合について事前協議を行うことを義務付けています。

令和4年には、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、次の新たな100年の礎となる今後10年のまちづくりの基本的な指針として、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定しました。この中で、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル（共生）」が掲げられ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するにあたっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁（バリア）や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要とされています。

(2) 福祉のまちづくり条例の改正と施設整備マニュアルの改訂

条例制定後、少子・高齢化の一層の進行や障がいのある方や高齢の方の社会進出がさらに進み、新たに整備すべき項目も出てきました。また、施設利用者や事業者から、より利用実態に合った整備基準を求める声も多くありました。

さらに、国において、建築物や公共交通機関のバリアフリーに関する法律が制定・改正され、また北海道においても「北海道福祉のまちづくり条例」が制定されました。この中で新たな整備項目が追加されるなど、条例を取り巻く関係法令も変化しました。

これを受けて、本市では「福祉のまちづくり推進会議」において整備基準について検討を行い、①現在の整備基準の内容を利用実態に合ったものとする、②関係法令にはない本市独自の整備基準を含め、近年必要性が高まった整備基準を追加する、③関係法令が新たに取り入れた考え方を、本市の整備基準に採用することなどを目的として、平成17年12月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正しました。

その後、令和2年に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）改正施行令の考え方に即し500㎡未満の公共的施設におけるバリアフリー化を促進することなどを目的として、令和6年3月に札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

また、条例の定める公共的施設の整備にあたっての考え方や手続きの概要を示し、整備項目ごとに整備基準をイラストを使って解説するとともに、整備基準を超えてさらに整備が望まれる事項についても掲載した「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を平成18年に作成しましたが、発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられたほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備整備について、周知・啓発していく必要が生じたことから、令和6年6月に札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックを改訂しました。

その後、便所、劇場等の客席、駐車場に係る設置基準の強化が盛り込まれた改正バリアフリー法施行令が令和7年6月に施行されたことなどを踏まえ、令和8年●月に札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の改正及び本ガイドブックの一部改訂を行いました。

4

建築物の利用実態による分類

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の整備基準(令和6年3月改正)では「多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する」部分(廊下、階段、傾斜路等)に対し、段差の解消、手すりの設置、通行しやすい幅の確保など、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいものとするよう整備することとしています。

これらの部分のうち特に「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」ものについては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や手すりの点字表示など、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう整備を求めています。

整備対象建築物のうち「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」部分を有するものを、下表のとおりに分類しました。

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、 高齢者等が利用する部分を有する施設 (例)	不特定多数の者が利用し、又は主に 視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が 利用	主に視覚障がい 者が利用
(1)学校	小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学		
	特別支援学校		○
	専修学校		
	幼稚園		
	高等専門学校		
	各種学校		
(2)病院又は診療所	病院	○	
	診療所	○	
	歯科医院	○	
	施術所	○	
	老人保健施設等	○	
(3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	劇場	○	
	観覧場	○	
	映画館	○	
	演芸場	○	
	競技場	○	
	野球場	○	
	競馬場	○	
	サッカー場等	○	

整備対象建築物 (規則別表 1 1 の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分を有する施設（例）	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	集会場	○	
	コミュニティセンター	○	
	地区センター（市が設置したもの）	○	
	冠婚葬祭施設	○	
	地区会館	○	
	研修施設（宿泊施設を除く）	○	
	貸ホール（民間が設置）等	○	
(5)展示場その他これらに類する施設	展示場	○	
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店	○	
	スーパーマーケット	○	
	スポーツ用品店	○	
	専門品店	○	
	コンビニエンスストア	○	
	薬局	○	
	ガソリンスタンド	○	
	パン屋等	○	
(7)ホテル、旅館その他これらに類する施設	ホテル	○	
	旅館	○	
	保養所	○	
	ウィークリーマンション	○	
	青年の家等	○	
(8)事務所（官公署を含む）	市役所・区役所等（国・道の庁舎を含む）	○	
	保健所	○	
	税務署等	○	
	事務所（専ら従業員が使用するものを除く）		
	テナントビル等		
(9)共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
	学生寮		

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、 高齢者等が利用する部分を有する施設 (例)	不特定多数の者が利用し、又は主に 視覚障がい者が利用する部分を有す る施設	
		不特定多数の者が 利用	主に視覚障がい 者が利用
(10)老人ホーム、保育所、福祉ホー ムその他これらに類する施設	養護老人ホーム		
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	保育所		
	幼保連携型認定こども園		
	乳児院		
	母子生活支援施設（母子寮）		
	児童養護施設		
	福祉型障害児入所施設		
	医療型障害児入所施設		
	児童発達支援センター		
	助産施設		
	児童心理治療施設		
	児童自立支援施設		
	児童家庭支援センター		
	救護施設		
	更生施設		
	宿所提供施設		
	医療保護施設		
	障害者支援施設		
	地域活動支援センター		
	視聴覚障害者情報提供施設		○
	補装具製作施設		
	女性自立支援施設		
	更生保護事業に係る施設		
	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	母子・父子福祉センター		
	母子・父子休養ホーム		
	子ども家庭センター		
	隣保館		
	知的障害者グループホーム		

	認知症高齢者グループホーム		
	福祉ホーム		

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分を有する施設(例)	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類する施設	老人福祉センター	○	
	老人介護支援センター	○	
	身体障害者福祉センター	○	
	盲導犬訓練施設	○	○
	精神保健福祉センター	○	
	地域障害者職業センター	○	
	障害者就業・生活センター	○	
(12)体育館、水泳場、ボーリング場 その他これらに類する運動施設	体育館	○	
	水泳場	○	
	ボウリング場	○	
	スキー場	○	
	スケート場	○	
	ゴルフ練習場	○	
	バッティング練習場	○	
	フィットネスクラブ	○	
	スポーツクラブ	○	
(13)遊技場	パチンコ店	○	
	マージャン店	○	
	射的場	○	
	ゲームセンター	○	
	勝馬投票券券売所等	○	
	動物園	○	
	水族館	○	
(14)博物館、美術館、図書館その他 これらに類する施設	図書館	○	
	美術館	○	
	博物館	○	
	資料館	○	
(15)公衆浴場	温泉(宿泊施設のないもの)	○	
	サウナ風呂	○	
	健康ランド	○	
	銭湯等	○	

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分を有する施設（例）	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(16)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	バー	○	
	カラオケボックス	○	
	食堂	○	
	レストラン	○	
	喫茶店	○	
	料理店	○	
	居酒屋等	○	
(17)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局	○	
	理髪店	○	
	美容室	○	
	クリーニング取次店	○	
	貸本屋	○	
	質屋	○	
	貸衣装屋	○	
	銀行	○	
	信用金庫・労働金庫等（各金融機関）	○	
	信用協同組合	○	
	農業協同組合	○	
	中小企業等協同組合	○	
	貸金業者	○	
	証券業者	○	
	法律事務所	○	
	損害保険代理店	○	
	会計事務所	○	
	宅地建物取引業を営む店舗等	○	
	一般ガス事業者		
	一般電気事業・電気通信事業の用に供する営業所		
(18)自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	自動車教習所		
	学習塾		
	華道教室		
	囲碁教室		

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分を有する施設(例)	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
	武道塾		
	アスレチッククラブ等		
(19)工場	工場(専ら従業員が使用するものは除く)	○ (見学施設等設置する場合)	
(20)車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	鉄道駅、バスターミナル	○	
	空港	○	
21 自動車停留又は駐車のための施設	立体駐車場(一般公共用に供されるもの)	○	
22 公衆便所	公衆便所	○	
23 火葬場	火葬場	○	
24 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神社	○	
	寺院	○	
	教会等	○	
		○	
25 地下街	地下街	○	

5 特定適合施設表示板（シンボルマーク）

(1) 特定適合施設表示板の意義

この表示板は、掲示された建築物が障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されていることを、利用する人に広く知らせるために定められました。

交付された場合は、利用しやすい建築物であることが建物外部からわかるように、出入口横などの見やすい場所に掲示してください。《条例第24条》

(2) 交付基準《規則別表4》

整備基準に適合したうえ、次の事項についても整備された建築物に交付します。

1) 駐車場

どんな建築物であっても、整備基準に定める車椅子使用者用駐車施設等を設置すること。

（整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。）

2) 利用円滑化経路

ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。

（整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみにあり、その利用居室や住戸が不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものでない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。）

イ どんな建築物であっても、床面積2,000m²以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積1.83m²以上、車椅子の転回に支障がない構造」とすること。

（整備基準では、2,000m²以上の共同住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。）

※増築等の場合、増築等部分及び当該部分までの利用円滑化経路のほか、既存部分が交付基準に適合している必要がある。



この表示板のマークは、公募作品のなかから選ばれました。作者の言葉「バリアフリー(BarrierFree)の『B』をモチーフにデザインしました。ハートをつつみこんだ『B』のフォルムをやわらかな形にすることで、人に対するやさしさを表現し、誰にでもわかりやすく好まれるマークを目指しました。」

手続きの概要

(1)事前協議（条例第17条）

公共施設の新設（新築、用途変更）や増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え（以下「新設等」という。）を行う場合は、市との事前協議が必要となります。

※増築、改築、大規模の修繕及び大規模の規模替え、用途変更（以下「増築等」という。）の場合の適用範囲は、「増築等を行った部分」または「増築等を行った部分及び当該部分までの経路」とします。

1)期限《規則第5条》

- ①建築物の場合 確認申請の14日前まで
- ②建築物以外 工事着手の30日前まで

2)提出書類等 《規則第5条》

「公共的施設新設等事前協議書」（様式1の1、1の2）、「整備基準チェックリスト」（様式2の1、2の2）、図面（P46の別表3参照）等

3)事前協議を必要としない場合

次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。

①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第4条》

- i 事務所、共同住宅・寄宿舍、工場で、床面積が2,000m²未満のもの。
（増築等の場合は、増築部分の床面積が2,000m²未満のもの）
- ii 路外駐車場で
 - 駐車面積が1,000m²未満のもの
（増築等の場合は、増築後の駐車面積が1,000m²未満のもの）
 - 駐車場法第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- iii 建築物で、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請（同法第6条の2第1項で第6条第1項の確認とみなされる申請を含む）を要しないもの

②公共的施設の新設等（用途の変更を含む。）に係る工事であって、当該工事の範囲において整備基準が適用される部分が含まれないもの。《規則第4条》

②③国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第26条第1項》

4)変更協議

事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。

（「公共的施設新設等（変更）事前協議書」（様式1の1、1の2）、「整備基準チェックリスト」（様式2の1、2の2）、変更に係る図面等を提出）

ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第6条》

- ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合
- ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が3ヵ月以内の場合

(2)工事完了届《条例第18条、規則第7条》

整備に係る工事の完了後速やかに、「工事完了届出書」（様式3）に写真等を添付して、届出をしてください。基準の適合状況等に関して完了検査を行います。

※外構など整備基準に関わる工事が全て完了してから届出をしてください。

(3)指導・助言、勧告等

1)指導・助言

次の場合には、指導・助言を行います。

- ①事前協議で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第17条第2項》
- ②工事完了届で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第18条第3項》
- ③工事完了届を行わない場合(指導)《条例第18条第2項》

2)勧告《条例第19条》

次の場合には、必要な勧告を行います。

- ①工事内容が整備基準に著しく適合しない場合
- ②事前協議内容と異なる工事を行った場合
- ③事前協議をせずに工事に着手した場合

3)公表《条例第20条》

正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨を公表することがあります。

4)報告・立入調査《条例第25条》

事前協議、工事完了届、指導・助言、勧告、公表等を行うのに必要な限度で報告を求め、又は立入調査を行います。(立入調査には身分証明書(様式8)を携帯)

(4)適合証の交付《条例第23条、規則第8条》

整備基準に適合する場合、工事完了届後、適合証(様式4)を交付します。既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに適合証を請求する場合は、「適合証交付請求書」(様式5の1、5の2)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、図面、写真等を提出してください。

※増築等の場合、増築等部分及び該当部分までの利用円滑化経路が交付基準に適合している必要があります。

(5)特定適合施設表示板の交付《条例第24条、規則第9条》

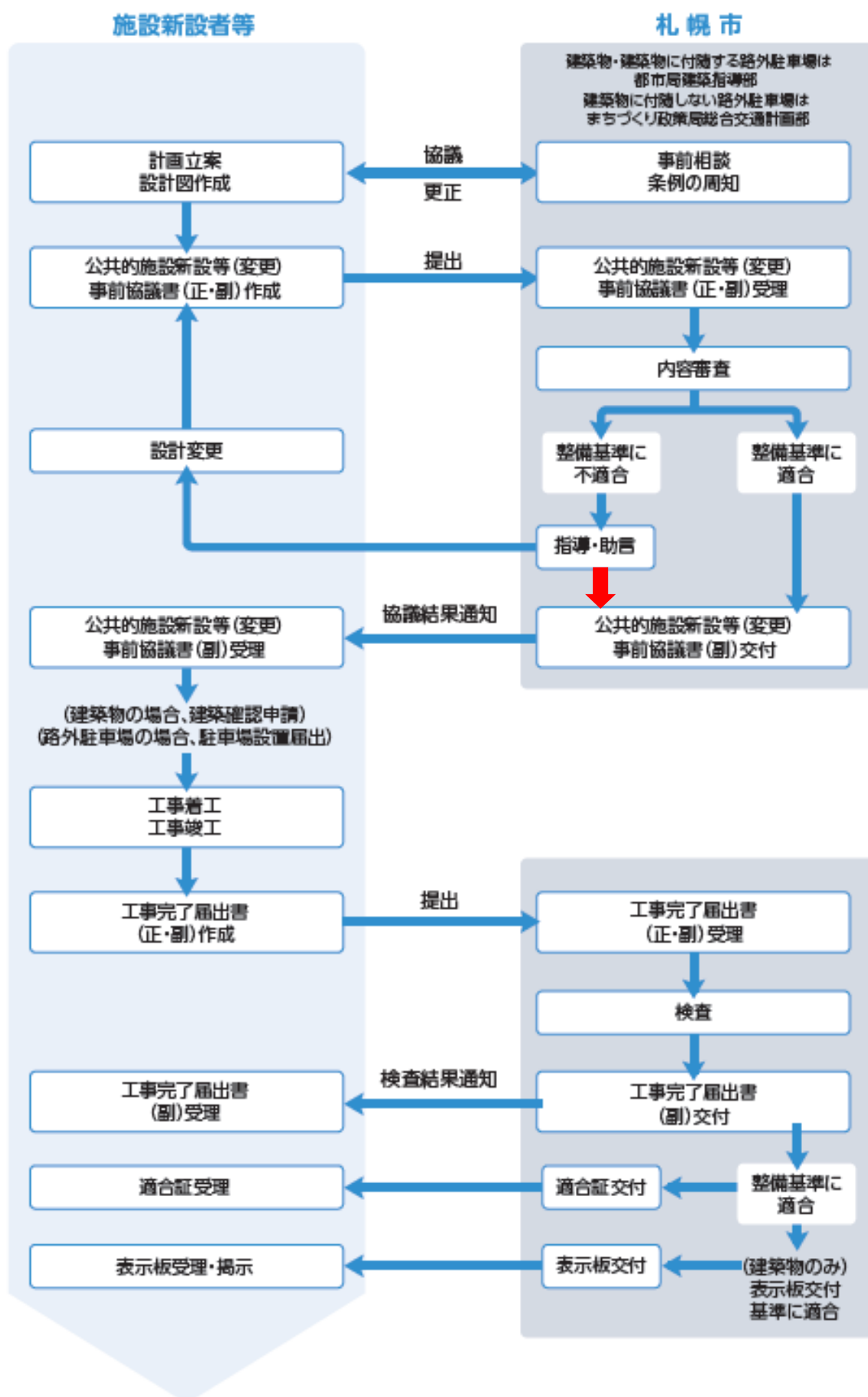
整備基準に適合したうえ、さらに、エレベーターや車椅子利用者用駐車施設の設置などについての基準に適合した建築物に、工事完了届後、特定適合施設表示板(様式6)を交付します。(17ページ参照)

既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに特定適合施設表示板を請求する場合は、「特定適合施設表示板請求書」(様式7)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、図面、写真等を提出してください。

※増築等の場合、増築等部分及び該当部分までの利用円滑化経路のほか、既存部分が交付基準に適合している必要があります。

※各様式については、P48「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を参照

【手続きフロー図】



●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則

別紙のとおり

整備基準チェックリスト（一部抜粋）

整備項目	条件	整備基準					設計内容	適合状況
5 エレベーター 【P108】 参照	※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車車庫駐車場に設けるものを除く）	⑫ 視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置	※		※		（点字表示等） 有 ・ 無	合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無	合・否
		⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有 ・ 無	合・否
		⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3)間口140cm×奥行き135cm以上 (4)奥行き135cm以上			●	●	（内法寸法） cm× cm	合・否
		⑯ エレベーターがあることを表示する標識を設置（共同住宅を除く）	●	●	●	●	有 ・ 無	合・否
6 便所 【P115】 参照	(1) 多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	④ 車椅子使用者用便房を1以上設置					（車椅子用）有 ・ 無 （設置場所）	合・否
		①② 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置（オストメイト対応設備）を備えた便房を1以上設置（2,000㎡以上の建築物）					（オストメイト対応）有 ・ 無 （設置場所）	合・否
		② オストメイト対応設備があることを表示する標識を設置（2,000㎡以上の建築物）					有 ・ 無	合・否
		③ 車椅子使用者用便房がある旨の表示					有 ・ 無	合・否
		③④ 段を設けない					有 ・ 無	合・否
		④⑤ 床面は滑りにくい仕上げ					（仕上げ材）	合・否
	(2) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に、不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合	① 不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上の便所を設置					別紙チェックリスト参照	合・否
		② 車椅子使用者用便房を、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上設置					別紙チェックリスト参照	合・否
	(3) 床面積の合計が2,000㎡以上の建	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合、1以上に乳幼児椅子又は乳幼児ベッド					有 ・ 無	合・否

	建築物	を設置		
	(4) 床面積の合計が2,000㎡未満の建築物で、不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合・または床面積にかかわらず多数の者が利用する便所を設ける場合	① 便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
	(5)(2) 車椅子使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置	(両側手すり) 有 ・ 無	合・否
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置	(講じた措置)	
		③ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 内接円 直径 cm	合・否
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの	(装置) 式	合・否
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置	有 ・ 無	合・否
		⑥ 荷物台を設置	有 ・ 無 (設置高さ) cm	合・否
		⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置	(施錠方法)	合・否
		⑧ 車椅子使用者用便房があることを表示する標識を設置	有 ・ 無	合・否
	(6)(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器	(手すり) 有 ・ 無 (床置き等) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
	(7)(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有 ・ 無	合・否
	(5) 2,000㎡以上の建築物	④ 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合1以上に乳児用椅子又は乳児用ベッドを設置	有 ・ 無	合・否
7 敷地内の 通路 【P96】 参照		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目線) cm	合・否
	段がある部分	③ 両側に手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する者は、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否

		⑤ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否
	傾斜路	⑧ 傾斜(勾配 $>1/12$ 又は高さ $>16\text{cm}$ かつ勾配 $>1/20$)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置	(両側手すり) 有・無 (勾配) / (高さ) cm	合・否
		・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	
		⑨ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑩ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑪ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅 140cm 以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する者は 180cm 以上	(幅員) cm	合・否
		② 戸は1②③④の構造		合・否
	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅 140cm 以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する者は 180cm 以上、段併設の場合 90cm 以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② 勾配 $1/20$ 以下(消融雪装置設置の場合 $1/12$ 以下)	(勾配) / (段併設) 有・無	合・否
		③ 高さ 50cm 以内ごとに幅員 150cm 以上の踊場	(高さ) cm (幅員) cm	合・否
	(3) (自動車車庫・駐車場を除く)案内所等を設ける場合は、道等から案内所等までの経路の1以上、案内所等を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る。	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有・無 (講じた措置)	合・否
		② 次の部分に視覚障害者誘導用ブロック(警報ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下段、又は斜路の上端に近接する部分(勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq 1/12$ の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。)	(警告ブロック) 有・無 (傾斜) / 勾配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否

8 駐車場 【P123】 参照	(1) 不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合	① 駐車区画総数が200以下の場合、駐車区画総数の2/100以上の車椅子使用者用駐車施設を設置	(全区画数) (内、車椅子用)	台 台	合・否
		② 駐車区画総数が201以上の場合、駐車区画総数の1/100に2を加えた数の車椅子使用者用駐車施設を設置			合・否
	(2)(4) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合、 車椅子使用者用駐車区画 を設置	① 車椅子使用者用駐車施設を区画は1以上（駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上）設置	(全区画数) (内、車椅子用)	台 台	合・否
	(3) 車椅子使用者用駐車施設の構造共同住宅等に設けるものを除く	①② 幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	合・否
		②③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置)	有 ・ 無	合・否
③④ 当該部分又はその付近に車椅子使用者用であることを表示する標識を積雪等に配慮して設置 (共同住宅等に設けるものを除く)		(表示) (講じた措置)	有 ・ 無	合・否	
④⑤ 駐車場の出入り口付近に、車椅子使用者用区画があることを表示する標識を積雪等に配慮して設置し、入口から区画までを誘導 (共同住宅等に設けるものを除く)		(表示) (誘導) (講じた措置)	有 ・ 無 有 ・ 無	合・否	
9 エスカレーター 【P125】 参照		① 移動手すりの水平部分120cm以上、これを連続する固定両側手すり	(移動手すり水平部分) (固定両側手すりの有無)	cm 有・無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)		合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)		合・否
		④ エスカレーターがあることを表示する標識を設置	有 ・ 無	合・否	
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	⑤④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) (点字表示)	有 ・ 無 有 ・ 無	合・否
10 洗面所 (客室に設けるものを除く。) 【P127】 参照	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有 ・ 無	合・否	
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	(洗面器) (鏡) (設置場所)	有 ・ 無 有 ・ 無	合・否
		④ 両側手すりの設置・操作しやすい水栓器具	(両側手すり) (器具の仕様) (設置場所) (吐水口の位置)	有 ・ 無 有 ・ 無 cm	合・否

		⑤ 吐水口の位置を洗面器の手前縁から30cm以内	(吐水口の位置) (設置場所) cm	合・否
11 浴室、シャ ワー室、脱 衣所及び更 衣室 【P129】 参照	病院、ホテル、老人 ホーム等、老人福祉 センター等、運動施 設、公衆浴場に設け る、多数の者が利用 し、又は主に障がい 者、高齢者等が利用 するものの1以上	① 段・解散を設けない（やむを得ない場合は 除く）。	(段) 有 ・ 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 必要に応じ、手すりを設ける		
		④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確 保	(空間) 内接円 直径 cm	合・否
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配 慮したもの	(高さ) cm	合・否
		⑥ 浴室・シャワー室に椅子を設ける	有 ・ 無	合・否
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水 栓器具	(器具の仕様)	合・否
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車椅子使用者が利用し やすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合・否
12 客室 【P132】 参照	(1) 宿泊施設（床面 積2,000㎡未満の ものを除く）に設 けるもの	① 客室数（客室の総数が50室以上のものに設 ける客室のうち、当該客室の総数に100分の1 を乗じて得た客室数以上）	(全客室数) 室 (車椅子用) (設置場所)	合・否
		② 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確 保	(空間) cm × cm 内接円 直径 cm	合・否
		③ ベッド、手すりを適切に設置	有 ・ 無	合・否
		④ 室内の出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		⑤ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に開 閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(戸の構造) (高低差) 有 ・ 無	合・否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすいスイッチ	コンセント（ベッド周辺の ものを除く） cm ベッド周辺のスイッチ・コ ンセント cm インターホン・モニター cm	合・否
		⑦ 便所は6(1)③④、(5)①～⑧④⑤、 (2)①～⑦ の構造	有 ・ 無	合・否
		⑧ 洗面所は10の構造	有 ・ 無	合・否
		⑨ 浴室は11②～⑧、段を設けない、非常時 呼出装置を設ける	(段) 有 ・ 無 (呼出装置) 有 ・ 無	合・否

		⑩ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮	(講じた装置)	合・否
		⑪ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合・否
	廊下へ通ずる出入口	・ 出入口幅80cm以上、1 ②③④の構造		合・否
	(2) (1)の客室の設置場所	・ 非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた装置)	合・否
13 観覧席等 【P136】 参照	(1) 劇場等、集会場等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総数が200を超える場合は1/100以上)を車椅子使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車椅子使用者隻数) 席	合・否
		② ①の床は水平		合・否
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き135+20cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	(2) 観覧席の出入口(利用円滑化経路上のもの)から(1)の席までの通路	① 幅140cm以上	(幅) cm	合・否
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 段差・段を設けない	(段) 有 ・ 無	合・否
		④ 傾斜路は、次の構造		合・否
		・ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏み幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		・ 勾配1/12以下	(勾配) /	合・否
		・ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) (踏幅) cm cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不特定多数の者が利用する観覧席	・ 補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 ・ 無 (表示) 有 ・ 無	合・否
14 公衆電話の設置場所 【P141】 参照	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有 ・ 無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否

15 カウンター等 【P143】 参照	カウンター・記載台 を設ける場合、1以上	① 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に 空間	(高さ) (空間) 有 ・ 無 (設置場所) cm	合・否
16 案内設備 【P145】 参照	(1) 案内設備を設ける 場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) (設置場所) cm	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設 備	(点字表示等の有無) 有 ・ 無	合・否
		③ 案内用図記号は、できる限りJISに定めるもの		合・否
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う 案内設備の場合	・ 音声、文字等により呼出を行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口及び レジ通路【 P147】 参照	設ける場合、1以上	① 幅90cm以上	(内のり) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを 敷設	(講じた措置)	
18 券売機等 (券売機、 自動販売 機、現金預 入・支払 機) 【P149】 参照	(1) 設ける場合、 1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部 に空間	(高さ) (空間) 有 ・ 無 cm	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用 しやすい構造	(仕様)	合・否
	(2) 視覚障がい者が 利用しやすい券売 機等を設置する場 合	④ 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設 置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷 設	(視覚障がい者対応機) 有 ・ 無 (誘導用ブロック) 有 ・ 無	合・否
19 授乳及びお むつ替えの 場所 【P151】 参照		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を 設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有 ・ 無 (ベビーベッド) 有 ・ 無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有 ・ 無	合・否
20 緊急避難設 備 【P139】 参照	ホテル(3,000㎡以 上)、老人ホーム 等、老人福祉セン ター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知器設備と 連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有 ・ 無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有 ・ 無	合・否
21 水飲み場 【P153】 参照	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部 に空間	(空間) cm × cm	合・否

		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障害者 誘導用ブ ロック 【P155】 参照	設ける場合	① 原則JISに定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容		適合状況	
2 3 利用円滑化経路 【P92】 参照	利用円滑化経路（利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のそれぞれ1以上）	建築物内にある、すべての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備						合・否	
2 4 駐車場 【P123】 参照		8の駐車場を1以上設ける。						合・否	
2 5 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビークのそれぞれ1以上（かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする） (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡以上の建築物に設けるもの (2) 2,000㎡以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場所に整備（自動車庫の用途は適用しない）	構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)		
			(1)	(2)	(3)	(4)			
		① かごの床面積1.83㎡以上	●	●			(床面積) ㎡		合・否
		② 車椅子の転回に支障ないかごの形状	●	●			(かごの間口) cm		合・否
		③ 出入口幅80cm以上	●	●	●	●	(内法幅) cm		合・否
		④ かごの奥行き135cm以上	●	●			(かごの奥行) cm		合・否
		⑤ 乗降口ビー150cm×150cm以上（高低差なし）	●	●	●	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有 ・ 無		合・否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm		合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑧ 乗降口ビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑩ かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無		合・否
		⑫ 視覚障がい者が円滑に操作でき制御装置	※		※		(点字表示等)有 ・ 無		合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無		合・否
⑭ 乗降口ビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有 ・ 無		合・否		
⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3)間口 140cm×奥行 135cm以上 (4)奥行 135cm以上			●	●	(内法寸法) cm×cm		合・否		

		⑩ エレベーターがあることを表示する標識を設置 (共同住宅を除く)	●	●	●	●	有 ・ 無	合・否
--	--	--------------------------------------	---	---	---	---	-------	-----

規模又は構造、地形の状況等により、基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整 備 項 目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

整備基準チェックリスト ※床面積合計500㎡未満（一部抜粋）

整備項目	条件	整備基準		設計内容	適合状況
4 傾斜路 【P105】 参照	・勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ で勾配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く ・傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く	⑥ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設		(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅90cm以上		(内法幅) cm	合・否
		② 勾配1/12以下		(勾配) /	合・否
		③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場		(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
5 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビールのそれぞれ1以上 (かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡以上の建築物に設けるもの (2) 2,000㎡以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場所に整備（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	構造	整備必要項目	エレベーターの仕様 □(3) □(4)	
			(3) (4)		
		① かごの床面積1.83㎡以上		(床面積) ㎡	合・否
		② 車椅子の転回に支障ないかごの形状		(かごの間口) cm	合・否
		③ 出入口幅80cm以上	●	(内法幅) cm	合・否
		④ かごの奥行き135cm以上		(かごの奥行) cm	合・否
		⑤ 乗降口ビー150cm×150cm以上（高低差なし）	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有 ・ 無	合・否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	有 ・ 無	合・否
		⑧ 乗降口ビーにかごの昇降方向の表示装置	●	有 ・ 無	合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	有 ・ 無	合・否
		⑩ かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	有 ・ 無	合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	有 ・ 無	合・否
		⑫ 視覚障がい者が円滑に操作でき制御装置	※	(点字表示等) 有 ・ 無	合・否

		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	有 ・ 無	合・否
		⑭ 乗降口ビークの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		有 ・ 無	合・否
		⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3)間口140cm×奥行き135cm以上 (4)奥行き135cm以上	●	●	(内法寸法) cm× cm	合・否
		⑯ エレベーターがあることを表示する標識を設置 (共同住宅を除く)	●	●	有 ・ 無	合・否
6 便所 【P115】 参照	(1) 多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	① 車椅子使用者用便房を1以上設置			(車椅子用) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
		② 車椅子使用者用便房がある旨の表示			有 ・ 無	合・否
		②③ 段を設けない			有 ・ 無	合・否
		③④ 床面は滑りにくい仕上げ			有 ・ 無	合・否
	(2) 車椅子使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置			(両側手すり) 有 ・ 無	合・否
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置			(講じた措置)	
		③ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保			(空間) 内接円 直径 cm	合・否
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの			(装置) 式	合・否
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置			有 ・ 無	合・否
		⑥ 荷物台を設置			有 ・ 無 (設置高さ) cm	合・否
		⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置			(施錠方法)	合・否
		⑧ 車椅子使用者用便房があることを表示する標識を設置			有 ・ 無	合・否
	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置き式その他これに類する小便器			(手すり) 有 ・ 無 (床置き式等) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内			有 ・ 無	合・否
7 敷地内の 通路 【P96】参 照	段がある部分	① 滑りにくい仕上げ			(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた			(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目線) cm	合・否
		③ 両側に手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する者は、必要に応じ点字表示			(両側手すり) 有 ・ 無	合・否

			(講じた措置)	
		④ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑤ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・路面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否
	傾斜路	⑧ 傾斜（勾配 $>1/12$ 又は高さ $>16\text{cm}$ でかつ勾配 $>1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置	(両側手すり) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	合・否
		・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	
		⑨ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑩ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑪ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅 90cm 以上。	(幅員) cm	合・否
		② 戸は①②③④の構造		合・否
	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅 90cm 以上。	(内法幅) cm	合・否
		② 勾配 $1/20$ 以下（消融雪装置設置の場合 $1/12$ 以下）	(勾配) / (消融雪装置) 有 ・ 無	合・否
		③ 高さ 50cm 以内ごとに幅員 150cm 以上の踊場	(高さ) cm (幅員) cm	合・否
	(3) （自動車車庫・駐車場を除く）案内所等を設ける場合は、道等から案内所等までの経路の1以上、案内所等を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上	① 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有 ・ 無 (講じた措置)	合・否

	※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る。	② 次の部分に視覚障害者誘導用ブロック（警報ブロック）を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下段、又は斜路の上端に近接する部分（勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ かつ勾配 $\leq 1/12$ の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。）	（警告ブロック）有・無 （傾斜） 勾配 / 高さ cm （講じた措置）	合・否
8 駐車場 【P123】 参照	(1) 不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合、車椅子利用者用駐車区画を設置	① 駐車区画総数が200以下の場合、駐車区画総数の2/100以上の車椅子利用者用駐車施設を設置	（全区画数） 台 （内、車椅子用） 台	合・否
		② 駐車区画総数が201以上の場合、駐車区画総数の1/100に2を加えた数の車椅子利用者用駐車施設を設置		合・否
	(2)(4) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合、車椅子利用者用駐車区画を設置	① 車椅子利用者用駐車施設を区画は1以上（駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上）設置	（全区画数） 台 （内、車椅子用） 台	合・否
	(3) 車椅子利用者用駐車施設の構造共同住宅等に設けるものを除く	①② 幅350cm以上、奥行き600cm以上	（幅） cm （奥行き） cm	合・否
		②③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	（近い位置） 有 無	合・否
		③④ 当該部分又はその付近に車椅子利用者用であることを表示する標識を積雪等に配慮して設置 （共同住宅等に設けるものを除く）	（表示） 有 無 （講じた措置）	合・否
		④⑤ 駐車場の出入り口付近に、車椅子利用者用区画があることを表示する標識を積雪等に配慮して設置し、入口から区画までを誘導 （共同住宅等に設けるものを除く）	（表示） 有 無 （誘導） 有 無 （講じた措置）	合・否
9 エスカレーター 【P125】 参照		① 移動手すりの水平部分120cm以上、これを連続する固定両側手すり	（移動手すり水平部分） cm （固定両側手すりの有無） 有・無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	（講じた措置）	合・否
		④ エスカレーターがあることを表示する標識を設置	有 無	合・否
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	⑤④ 乗降口に視覚障害者誘導用誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	（ブロック）有 無 （点字表示）有 無	合・否
10 洗面所 （客室に設けるものを除く。） 【P127】	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	合・否

参照		③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	(洗面器) 有 ・ 無 (鏡) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
		④ 両側手すりの設置・操作しやすい水栓器具	(両側手すり) 有 ・ 無 (器具の仕様) (設置場所)	合・否
		⑤ 吐水口の位置を洗面器の手前縁から30cm以内	(吐水口の位置) cm	合・否
11 浴室、シャワー室、脱衣所及び更衣室 【P129】 参照	病院、ホテル、老人ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、公衆浴場に設ける、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない（やむを得ない場合は除く）。	(段) 有 ・ 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 必要に応じ、手すりを設ける		
		④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) 内接円 直径 cm	合・否
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの	(高さ) cm	合・否
		⑥ 浴室・シャワー室に椅子を設ける	有 ・ 無	合・否
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	(器具の仕様)	合・否
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合・否
13 観覧席等 【P136】 参照	(1) 劇場等、集会場等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上（観覧席総数が200を超える場合は1/100以上）を車椅子使用者用席とする		合・否
		② ①の床は水平		合・否
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き135+20cm以上		合・否
	(2) 観覧席の出入口（利用円滑化経路上のもの）から(1)の席までの通路	① 幅140cm以上		合・否
		② 表面は滑りにくい仕上げ		合・否
		③ 段差・段を設けない		合・否
		④ 傾斜路は、次の構造		合・否
		・ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏み幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		・ 勾配1/12以下	(勾配) /	合・否
		・ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) (踏幅) cm cm	合・否

	(3) (1)の施設に設ける不特定多数の者が利用する観覧席	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置)有・無 (表示) 有・無	合・否
14 公衆電話の設置場所 【P141】 参照	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウンター等 【P143】 参照	カウンター・記載台を設ける場合、1以上	① 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無 (設置場所)	合・否
16 案内設備 【P145】 参照	(1) 案内設備を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm (設置場所)	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設備	(点字表示等の有無) 有・無	合・否
		③ 案内用図記号は、できる限りJISに定めるもの		合・否
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合	・音声、文字等により呼出を行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口及びレジ通路【P147】 参照	設ける場合、1以上	① 幅90cm以上	(内のり) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	
18 券売機等 (券売機、自動販売機、現金預入・支払機) 【P149】 参照	(1) 設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	(仕様)	合・否
	(2) 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合	④ 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有・無 (誘導用ブロック) 有・無	合・否

19 授乳及びおむつ替えの場所 【P151】参照		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有 ・ 無	合・否
20 緊急避難設備 【P139】参照	ホテル(3,000㎡以上)、老人ホーム等、老人福祉センター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有 ・ 無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有 ・ 無	合・否
21 水飲み場 【P153】参照	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障害者誘導用ブロック 【P155】参照	設ける場合	① 原則JISに定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準		設 計 内 容	適合状況
2 3 利用円滑化 経路 【P92】 参照	利用円滑化経路（利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のそれぞれ1以上）	建築物内にある、すべての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備			合・否
2 4 駐車場 【P123】 参照		8の駐車場を1以上設ける。			合・否
2 5 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上（かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする） (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場所に整備（自動車庫の用途は適用しない）	構 造	整備必要項目	エレベーターの仕様 □(3) □(4)	
			(3) (4)		
		① かごの床面積1.83㎡以上		(床面積) m ²	合・否
		② 車椅子の転回に支障ないかごの形状		(かごの間口) cm	合・否
		③ 出入口幅80cm以上	●	(内法幅) cm	合・否
		④ かごの奥行き135cm以上		(かごの奥行) cm	合・否
		⑤ 乗降ロビー 150cm×150cm以上（高低差なし）	●	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	合・否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	有 ・ 無	合・否
		⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	有 ・ 無	合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	有 ・ 無	合・否
		⑩ かご内に鏡を設置（出入口 が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	有 ・ 無	合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	有 ・ 無	合・否
		⑫ 視覚障がい者が円滑に 操作でき制御装置	※	(点字表示等)有 ・ 無	合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	有 ・ 無	合・否

		⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		有 ・ 無	合・否
		⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3)間口 140cm×奥行き 135cm以上 (4)奥行き 135cm以上	●	●	(内法寸法) cm× cm	合・否
		⑯ エレベーターがあることを表示する標識を設置 (共同住宅を除く)	●	●	有 ・ 無	合・否

判定結果	適応状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	——

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容を記入してください。
○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

設計内容	適合状況
(全駐車台数) 50台 (内、車椅子使用者用施設数) 1台	合・否

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
路外駐車場【P173】参照			
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置	① 100台以下は1台以上、100台超は1/100以上設置駐車区画総数が200以下の場合、駐車区画総数の2/100以上の車椅子使用者用駐車施設を設置	(全駐車台数) 台 (車椅子使用者用) 台	合・否
	② 駐車区画総数が201以上の場合、駐車区画総数の1/100に2を加えた数の車椅子使用者用駐車施設を設置		合・否
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	② 当該区画又はその付近に車椅子使用者用であることを表示する標識を積雪等に配慮して設置	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・否
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車椅子使用者用区画があることを表示する標識を積雪等に配慮して設置し、入口から車椅子使用者用区画まで誘導	(表示) 有 ・ 無 (誘導) 有 ・ 無	合・否
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない（傾斜路併設時を除く）	(段の有無) 有 ・ 無 (傾斜路) 有 ・ 無	合・否
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	② 幅180cm以上	(幅員) cm	合・否
	③④ 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・否
段がある部分	④⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否

		⑤⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑥⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	⑧⑨ 傾斜(勾配 $>1/12$ 又は高さ $>16\text{cm}$ でかつ勾配 $>1/20$)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(傾斜) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		⑨⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90cm 以上	(内法幅) (段併設) 有 ・ 無 cm	合・否
		⑩⑪ 勾配 $1/20$ 以下(消融雪装置設置の場合は $1/12$ 以下)	(勾配) /	合・否
		⑪⑫ 高さ 50cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
		⑫⑬ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑬⑭ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑭⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

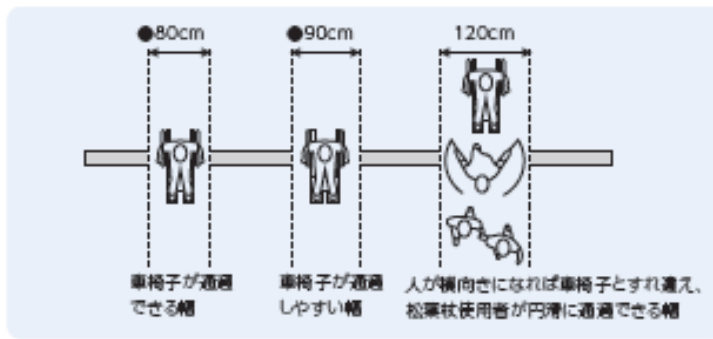
(2) 敷地内の通路

道等から建築物の出入り口までを結ぶ敷地内の通路は、障がい者や高齢者等すべての人が円滑かつ安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で建築物に到達できるように配慮する。

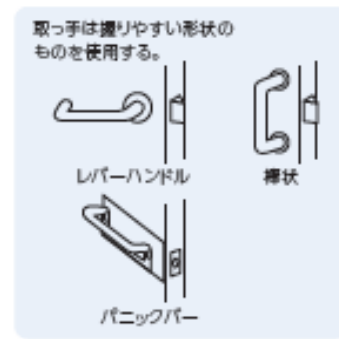
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)敷地内の通路 の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表5の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次の構造とする。	外部出入口 (p101) から建物内部の通路は「廊下等」 (P103) が適用となる。	
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。		・主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設ける。 ・外階段等の手すりは、階段下の踊場まで設置する。
段の構造	イ 段（踊場を含む。）を設ける場合は、p112（「7階段」）の(1)ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。		
傾斜路の構造	ウ 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (ア) 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 ・勾配が1/12を超える傾斜 ・高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜	「傾斜」とは勾配がある部分のみを、「傾斜路」とは勾配がある部分と踊場部分の全てを指す。 勾配1/5020を超える傾斜を対象とする。 「その他の部分」とは、 ・勾配1/12以下の傾斜 ・傾斜路の踊場などを指す。	・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設置する。 ・傾斜路の下端は、車通行路と交差しない。 ・1/50を超える傾斜についても整備対象とする。
	(イ) P105（「5傾斜路」）(1)イ、エ、カ、及びキに定めるものとする。		
排水溝	エ 排水溝を設ける場合は、杖の脱落や車椅子の脱輪等を防止する構造の溝ふたを設ける。	網目タイプの溝ふたにあつては、ピッチ1.5cm以下、隙間1cm以下とする。	
その他			・屋外の通路の長さが50mを大きく超える場合には、50m程度の間隔で休憩用ベンチを設置する。また、ベンチの隣には、車椅子同伴、補助犬随伴を考慮して150cm×150cmのスペースを設ける。

■ 出入口の構造

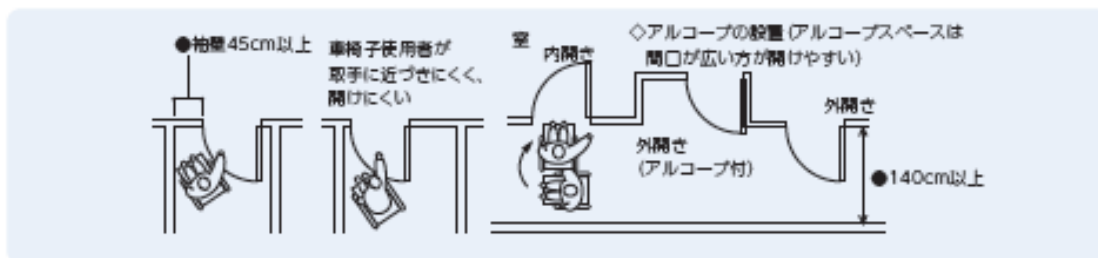
■ 出入口の幅の例



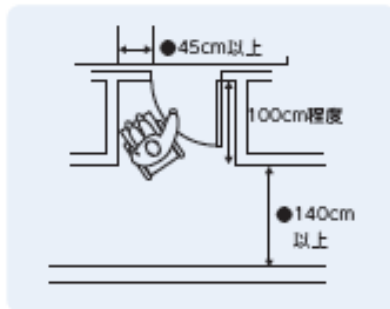
■ 把手取っ手の例



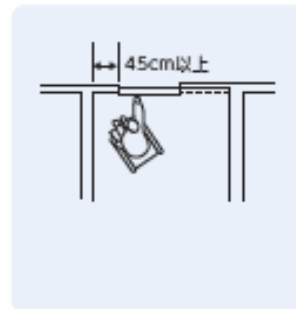
■ 開き戸の例



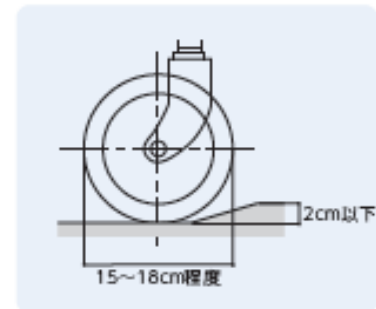
■ アルコーブの例



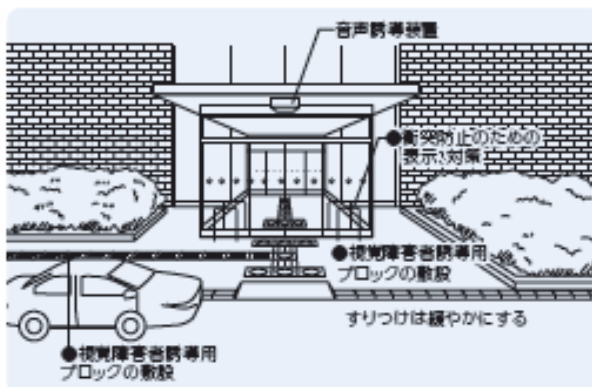
■ 引き戸の例



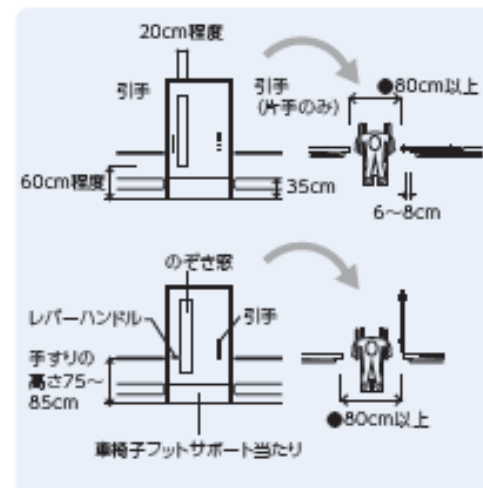
■ 段差解消の例



■ 外部出入口の整備例



■ 内部出入口の整備例



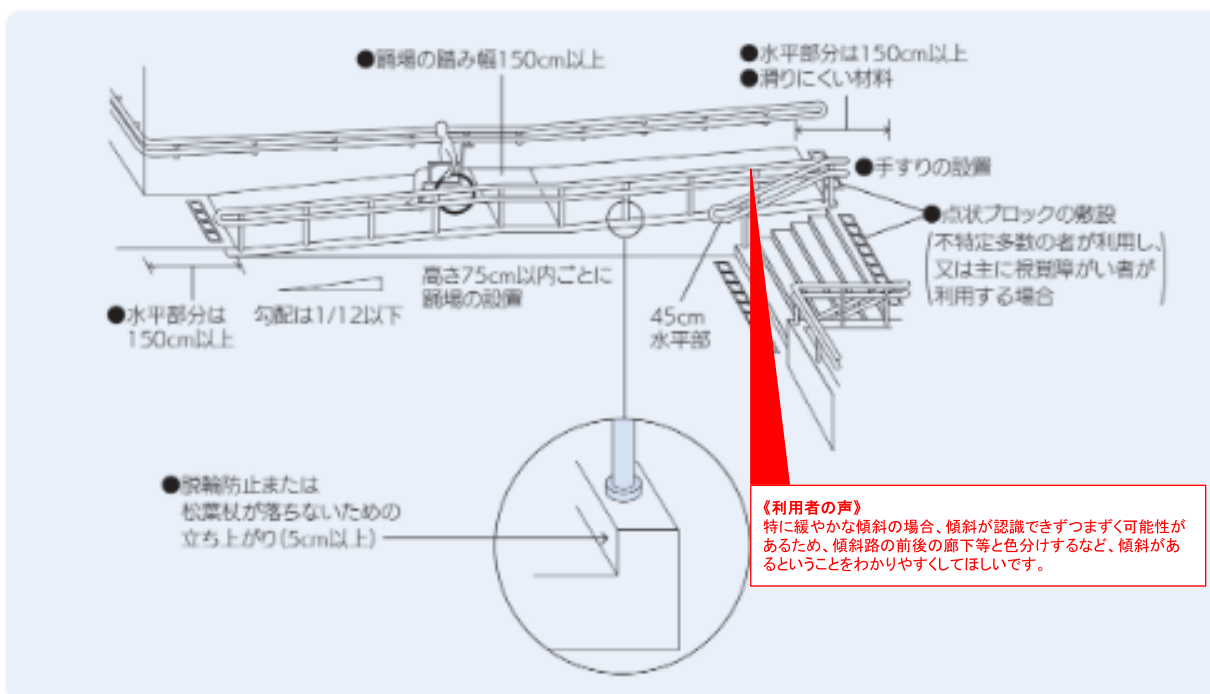
(5) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

廊下等に高低差が生じる場合は、傾斜路によって段差を解消する。

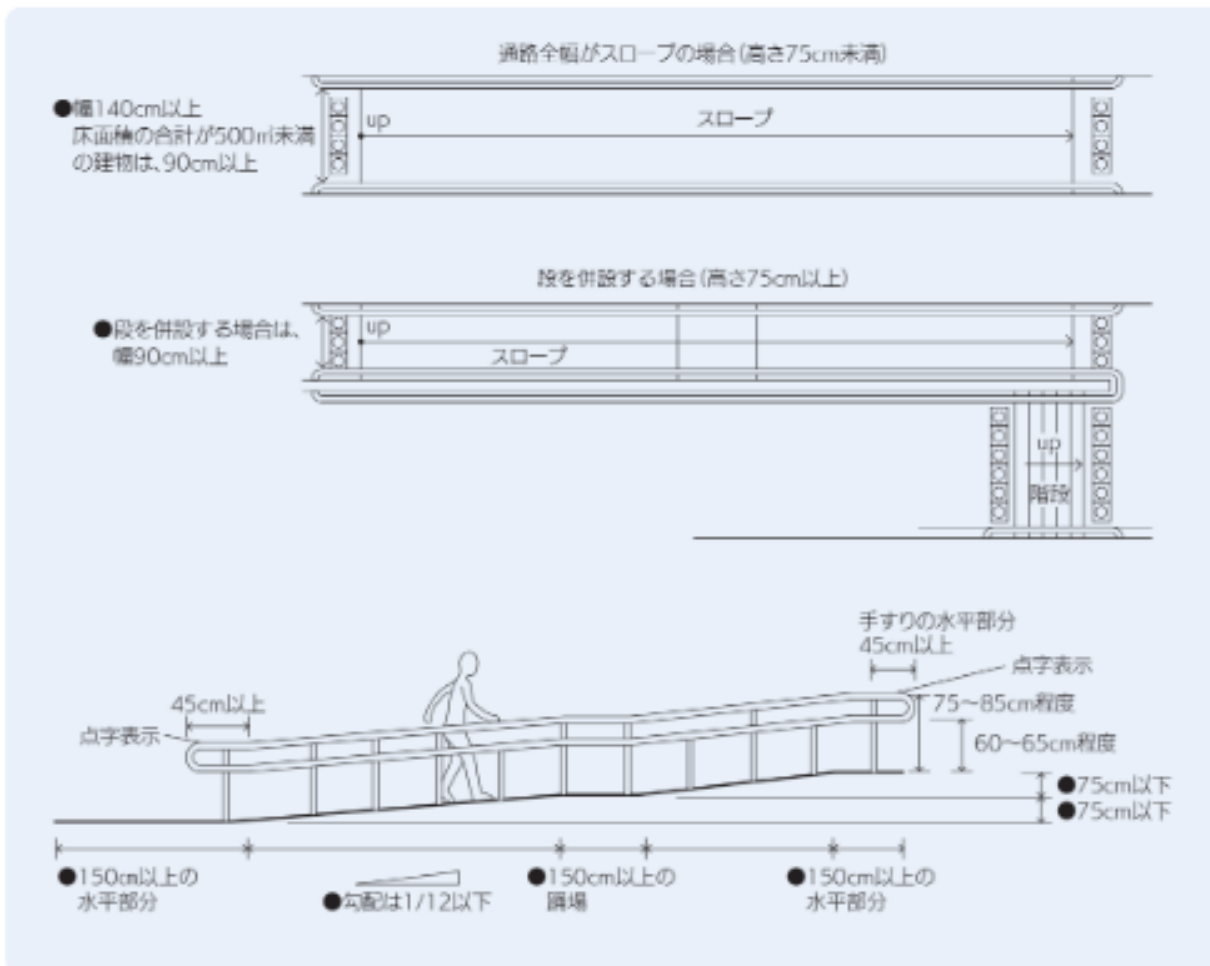
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)傾斜路 一般基準 (規則別表2 1建築物の表3の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路は、次の構造とする。	勾配1/5020を超える傾斜を対象とする。	・1/50を超える傾斜についても整備対象とする。
手すりの設置	ア 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じ て手すりを設置する。 ・勾配が1/12を超える傾斜部分 ・高さが16cmを超える傾斜部分	手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。	・傾斜部分と踊場に連続して設置する。 ・その他、手すりの望ましい整備は、P112（「(7)階段」）の手すりの設置の項を参照。
	イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。		
表面の仕上げ	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる		
傾斜の識別	エ 傾斜部分は、その前後の水平部分との色の明度の差を大きくする等その存在を容易に識別できるものとする。	弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮する。	・床から壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色の明度、色相又は彩度の差をつける。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	オ 傾斜部分の上端に接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。 （ア）P103（「(4)廊下その他これに類するもの」）(1)イ（ア）から（ウ）までに定めるもの （イ）傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	傾斜の上端に点状ブロックを敷設し、警告することが必要である。	
始末端部、縁端の構造	カ 傾斜部分の始末端部や傾斜路の曲がり角、折り返し、他の通路との交差部には、踏幅150cm以上の水平部分を設けること。		
	キ 縁端には、壁又は車椅子の脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。	車椅子の脱輪や杖の脱落を防止するためには、5cm以上の立ち上がりを設けること。	・5cm程度では、傾斜路を下る際に、車椅子のフットサポートが立ち上がりに乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、手すりを設けるか、手すり等がない場合には、35cm以上の立ち上がりを設ける。

■傾斜路の構造

■多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路



■利用円滑化経路上の傾斜路

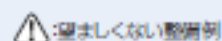


(6) 利用円滑化経路上のエレベーター（一部抜粋）

構造	必要項目				解説	望ましい整備
	①	②	③	④		
鏡の設置 K かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの下入り口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を除く。	●	●	●	●	かご内で同乗者が多く、車椅子使用者展開できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入り口正面に後方確認用の鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）等を設けることが必要である。 鏡下端高さは40cm程度とする。	
音声装置 L かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	● ※	●	● ※	●		
視覚障がい者対応の制御装置 M かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（Gの装置とその他の位置に制御装置を設ける場合は、Gの装置以外に設けるものに限る。）は、点字による表示等視覚障がい者が容易に操作ができる構造とすること	● ※		● ※			
音声装置 N かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの乗降方向を知らせる音声装置を設けること。	● ※	●	● ※	●		
視覚障害者誘導用ブロック O 乗降ロビーには、Mの制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	● ※		● ※			
かごの大きさ P かごの大きさは、障がい者、高齢者等が利用しやすい大きさとし、かつ、 ・③は、開口140cm×奥行き135cm ・④は、開口規定なし×奥行き135cm			●	●		
案内表示 Q エレベーター付近では、エレベーターがあることを見やすい方法により表示すること。 （※共同住宅に設けるものを除く）	●	●	●	●		・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。

※不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーターに整備。

■各部の整備例



(8)便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表2 1 建築物の表4の項）

利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるようにする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)便所の構造	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。)を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。		
車椅子使用者用便房の数	ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車椅子使用者が円滑に利用できる便房(車椅子使用者用便房)を1以上設けること。	構造は(2)を参照。	→ 不特定多数の人が利用する便所を設ける際には、車椅子使用者用便房を1以上設置する。
出入口の表示	イ 便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。		→ 車椅子使用者用便房には、設備や機能(オストメイト等)を、便房の出入口付近に分かりやすく表示する。 → 出入口表示は、通路の離れたところから見やすいようにする。 → 視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。 → 表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 → 日本産業規格のオストメイトピクトグラムを使用すること。
床面の設計	ウア 便所内に段を設けないこと。 エイ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
その他			・視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。 ・異性による介助や性的マイノリティ等に配慮し、男女共用の広めの便房を設ける。
(2)不特定多数の者等が利用する便所の設置基準	(2) 床面積が2,000㎡以上の建築物にあっては、不特定多数の者等が利用する便所は、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設ける。 その設置に当たっては、管理運営方法等を勘案し、不特定多数の者等の利用に支障が生じない位置に設ける。		

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(3)不特定多数の者等が利用する便所の設置に関する除外規定	(3) 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。 ア 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 イ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ウ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 エ その他、管理運営上やむを得ない階		
(4)車椅子使用者用便所の設置（床面積2,000㎡以上の場合）	(4) 床面積2,000㎡以上の建築物にあっては、車椅子使用者用便所は、不特定多数の者等が利用する便所（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。）を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。 ただし、以下の場合を除く。 ア 地上階で、車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 イ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける場合 ウ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合 エ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階を有する場合	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡以上に達する毎に1以上を設ける。 ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合、便所設置階の数以上を設ける。 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合、以下の各号の通りとする。 ①10,000㎡超～40,000㎡以下・・・2箇所以上 ②40,000㎡超～・・・20,000㎡毎に1箇所を追加 ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合、当該便所の箇所数以上を設ける。 構造は(6)を参照。	・床面積が2,000㎡以上の建築物にあっては、車椅子使用者用便所は、不特定多数の者等が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1以上設置する（各便所ごとに車椅子使用者用便所を1以上設置）。
(5)車椅子使用者用便所の設置（その他の場合）	(5) 次に掲げる場合には、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に車椅子使用者用便所を1以上設ける。 ア 床面積2,000㎡未満の建築物で、不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合 イ 床面積にかかわらず、多数の者が利用する便所を設ける場合		・床面積が2,000㎡未満の建築物にあっては、不特定多数の者等が利用する便所を、これらの者が利用する階の階数以上設けるとともに、車椅子使用者用便所を便所を設ける階ごとに1以上設置する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(2)(6)車椅子使用者用便房の構造	(2)(6) (1)ア 車椅子使用者用便房は、次の構造とする。		
腰掛便座の設計	ア 腰掛便座の両側に手すりを設けること。	手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に水平・垂直に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要がある。	・ 座面の高さは、40～45cm程度とする。 ・ 水平手すりの高さは65～70cm程度とする。 ・ 手すりの間隔は、70～75cmとする。
	イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。	便房の設置位置は、出入口から便座の前方、又は側方に進入できる配置とする。	・ 出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。 ・ 複数の車椅子使用者用便房を近傍に設ける場合は、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設ける。 ・ 便器横の移乗スペースは、80cm以上確保する。
便房内の空間	ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。	車椅子が回転できる径150cm以上を確保すること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の小規模建築物に設けるものにあつてはこの限りではない。 床面積2,000㎡以上の建築物では、 1以上の車椅子使用者用便房 で電動式車椅子が回転できる径180cm以上を確保すること。	・ 便房の広さは220cm四方程度とする。 ・ 2,000㎡未満の施設であっても径180cm以上を確保する。
洗浄装置の構造	エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。		・ 不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。 - また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすること。 ・ 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設ける。 ・ 洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。 ・ 洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。
非常警報装置の設置	オ 車椅子使用者用便房を管理するもの又はその従業員に通じる非常用の呼び出し装置を設けること。		・ 転倒した場合にも利用できる位置に設置する。 ・ 「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から30cm程度 ・ 非常警報装置の点滅ライトが見えやすい。背景の色を考慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
その他の設備	カ 荷物台が適切に配置されていること。 キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。	荷物台または手荷物をかけるフックを、車椅子の支障とならず、かつ手の届くところに設ける。 鍵は車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。 (打掛錠等)	・便房内に手洗い器を設ける。 ・ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。 ・手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。 ・サニタリーボックス(汚物入れ)は車椅子使用者便房に限らず、一般の男性用便所にも設け、手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。 ・多機能便房内には、音声案内を設ける。 ・便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。 ・車椅子使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド(ユニバーサルシート)を設ける。
	ク 便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。		・車椅子使用者用便房には、設備や機能(オストメイト等)を、便房の出入口付近に分かりやすく表示する。 ・標識は、通路の離れたところから見やすいようにする。 ・表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 ・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。
	ケ (1)ア及びイに定めるものとする。		
(3)(7)男子用小便器の構造	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。	松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。 その他これに類する小便器とは、受け口の高さが35cm以下の壁掛け式の小便器のことをいう。	
(4)(8)点字等による案内	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所を設ける場合には、出入口又はその付近に設けなければならない。	触知図等により、便所内の構造を案内すること。 必要に応じ、点字による案内設備を設ける。	

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(5)(9)乳児用椅子、乳児用ベッドの設置	(5) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に不特定多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用椅子又は乳児用ベッドを設けること。	女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。 乳児用椅子は、便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設ける。 乳児用ベッド(おむつ交換台)は、ユニバーサルシート(大型ベッド)との兼用は不可である。乳児用ベッドは、利用する方向に応じて適切なスペースを確保する。	
(6)(10)オストメイト対応の設備	(6) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置(オストメイト対応設備)を設けること。 上記設備を設けた便所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)の方が、パウチ(便や尿をためておくために装着する袋)や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備(温水が出るシャワー等)を設けることが必要である。	・汚物流しの高さが調節できるようにする。 ・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。 ・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所が設けられている階には、便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、オストメイト対応設備を設ける。 ・床面積の合計が2,000㎡未満の建築物であっても、多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、オストメイト対応設備を設ける。 ・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。

■車椅子使用者用便房の設置数について(1)

◎延床面積2,000㎡以上の建築物
→原則、各階に1以上



◎延床面積2,000㎡未満の建築物
→建築物に1以上



◎延床面積2,000㎡以上の建築物において、
1フロアの床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
→小規模階の床面積の合計が、1,000㎡に達する毎に1以上

	ケース①	ケース②	ケース③
	400～599.8㎡/階	600～799.8㎡/階	800～999.8㎡/階
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

■車椅子使用者用便所の設置数について(2)

◎延床面積2,000㎡以上の建築物において、
1フロアの床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

① 10,000㎡超～40,000㎡以下

→ 2 箇所以上

② 40,000㎡超～

→20,000㎡毎に 1 箇所以上を追加

	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便所の 設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する 車椅子使用者用便所の 必要設置数	2	4
当該階の 不特定多数の者等が利用する 便所設置数	2	3
当該階に設ける 車椅子使用者用便所の 必要設置数	2 以上	3 以上

(9)駐車場（規則別表2 1 建築物の表6の項）

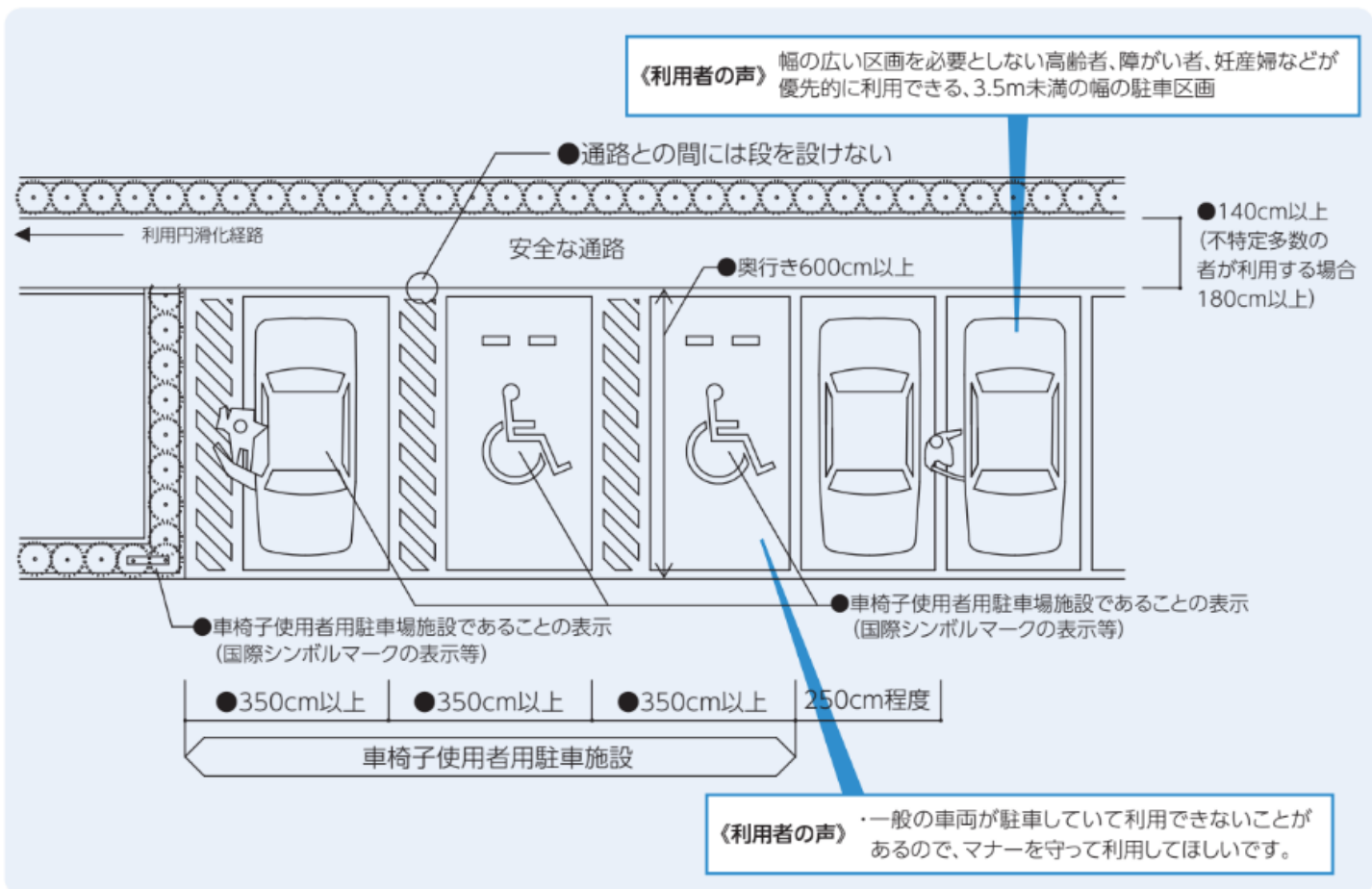
障がい者や高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物にも車椅子使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましい。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用駐車施設の設置（不特定多数の者等が利用する場合）	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、以下に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上）設けること。 ア 全駐車施設数が200以下の場合…2%以上 イ 全駐車施設数が201以上の場合…1%+2%以上	車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として扱うことも可能（（公社）立体駐車場工業会発行の認定書の交付を受けているもの又は令和6年国交省告示1072号に適合するもの）。	→全駐車施設数200台以下の場合 ⇒全駐車台数×1/50以上 →全駐車施設数200台超過の場合 ⇒全駐車台数×1/100+2%以上 ・不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合には、全駐車施設数に関わらず、全駐車台数×2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
(2)車椅子使用者用駐車施設の設置（多数の者が利用する場合）	(2) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設ける。		
(2)(3)車椅子使用者用駐車施設の構造	(2)(3) (1)(2)の車椅子使用者用駐車施設は、次の構造とする。		
幅・奥行き	ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。	「幅350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(210cm)に車椅子が転回でき、介護者が横につき添えるスペース(140cm)を見込んだものである。「奥行き600cm」とは、通常の駐車スペースの奥行き(500cm)に若干の余裕を見込んだものである。	・雨天、降雪時の乗降に配慮し、車椅子使用者用駐車施設に屋根又は庇（ひさし）を設ける。 ・車椅子使用者用駐車施設に屋根または庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（梁下高さ等）を確保する。
			・(1)(2)以外に、幅の広い区画を必要としない高齢者、障がい者、妊産婦などが優先的に利用できる、3.5m未満の幅の駐車区画を施設の出入口近くに設ける。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
表示	イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車椅子使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。	障がいのない方の不適正利用を防止するため、車椅子使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。表示の取扱いを以下のとおりとする。 ・表示は(境界)枠線、国際シンボルマークで構成されるものとする。 ・塗装は青色の地に白色の枠線・国際シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・国際シンボルマークでも可とする。 ・斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。 なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車椅子使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。 積雪等への配慮とは、駐車スペース路面の国際シンボルマーク塗装等が見えるよう、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けるほか、国際シンボルマークを表示した自立看板等を設置することである。	
位置	ウ 利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		・立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する。
(3)(4)誘導表示	(3)(4) 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合(共同住宅に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車椅子使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行うこと。	共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、誘導がなくても車椅子使用者用駐車施設まで到達できるという考えからである。	

■車椅子使用者用駐車施設

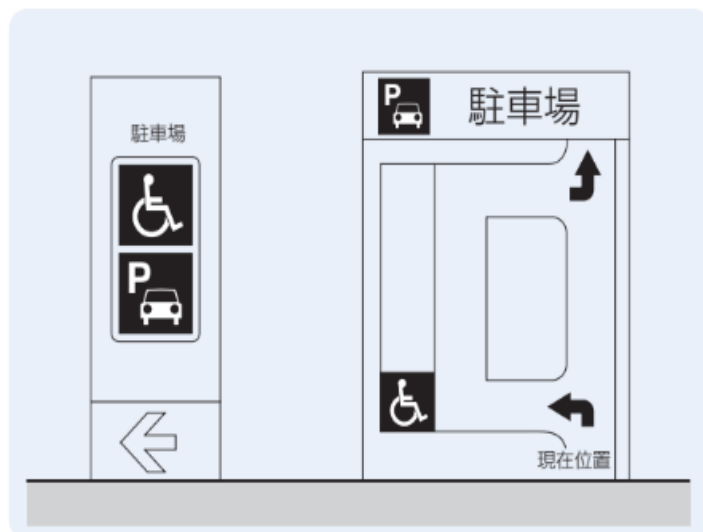
■車椅子使用者駐車施設の整備例



■車椅子使用者用駐車施設の標識の例



■駐車場の案内標識の例



(10)エスカレーター（規則別表2 1 建築物の表9の項）

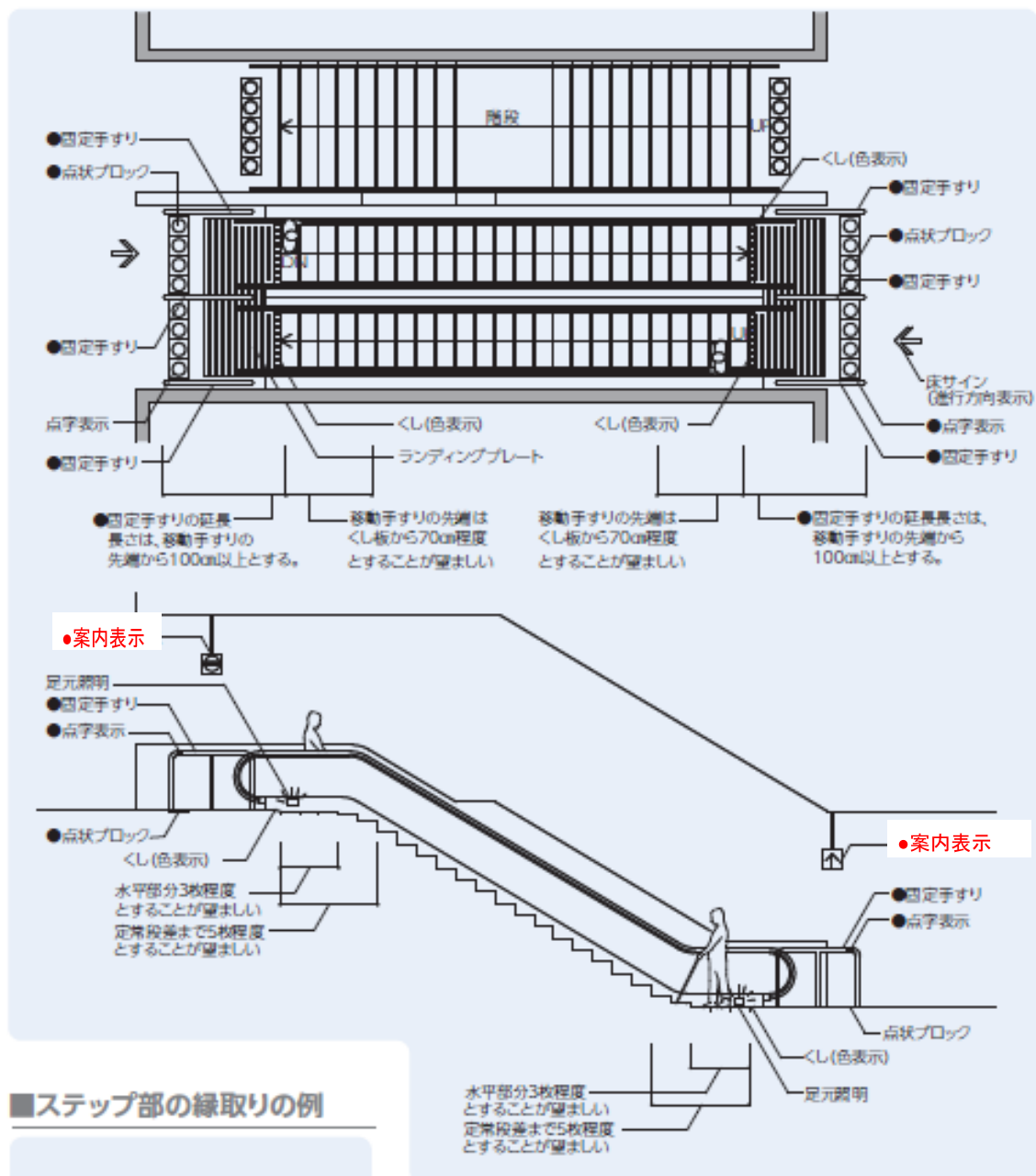
エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や歩行困難者にとっては便利な設備である。しかし、転倒時等には大きな事故となる危険もあるため、誰でも安全に利用できるように配慮が必要である。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次の構造とする。		
乗降口での手すりの設置	ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120cm以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。	歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけずに転倒することがあるので、乗降口には移動手すりの先端から長さ100cm以上の固定手すりを移動手すりに連続して両側に設ける。 固定手すりの高さは、80～110cmで、ハンドレールの高さに合わせる。 固定手すりの取り付け位置については、移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、十分に検討すること。	・乗降口に隣接したステップの水平部分は、3枚以上とする。
表面の仕上げ	イ 踏み段及びくし板の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
縁の表示	ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。		・縁の色は黄色系でわかりやすく表示する。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	エ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。	点状ブロックにより、エスカレーターの存在を警告する。 点字により、エスカレーターの昇降方向を表示する必要がある。	
表示	オ エスカレーターの付近ではエスカレーターがあることを見やすい方法により表示する。		・案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格の標準案内用図記号を使用する。

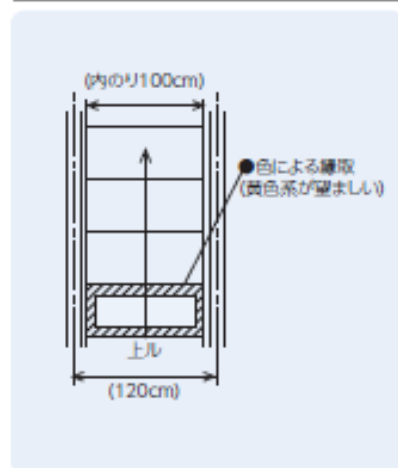
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
その他			・ ステップの幅は100cm程度とする。 ・ 定常段差までのステップは5枚程度とする。 ・ 昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。 ・ 乗降口の足元への照明の配置のほか、（使いやすさの観点から）案内表示等により、乗り口、降り口をわかりやすくする。 →エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。

■エスカレーターの整備

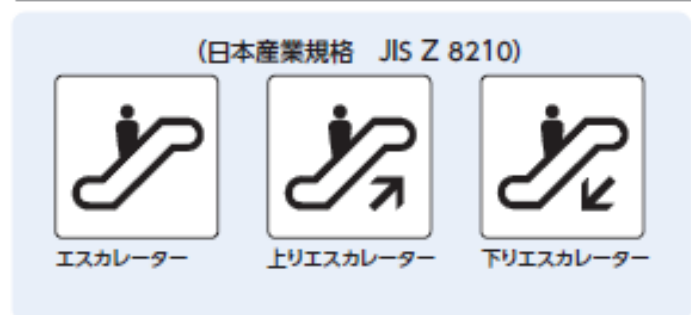
■エスカレーターの整備例



■ステップ部の縁取りの例



■エスカレーターの案内表示



(11) 洗面所（規則別表 2 1 建築物の表10の項）

洗面所は、手を洗うだけでなく、身づくろいもするところであり、車椅子使用者だけでなく、誰でも気軽に利用できるよう配慮する必要がある。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を次の構造とする。		
床面の構造	ア 段を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		・ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
洗面器の高さ	ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。		・ 洗面器の上端の高さは75cm程度とする。 ・ 洗面器の下部に高さ65cm程度、奥行き55cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。
水栓器具の配慮	エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。	手すりは両側手すりを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。 水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。 ウとエは、必ずしも同じ場所ではなくともよい。 洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、(双方の利用に際し)適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。	
	オ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上について、吐水口の位置を洗面器の手前縁から30センチメートル以内とすること。	ウとオは同じ場所に設ける。 (ウとオは車椅子使用者のための基準であり、同じ位置にあることが望ましいため)	

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
その他			・洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。 ・コンセント等の位置は、車椅子使用者等の利用に配慮する。 ・洗面器は、車椅子から便器へ前方・側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。

(13) 客室（規則別表2 1 建築物の表12の項）

宿泊機能をもつ施設においては、車椅子使用者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)客室の構造	(1) 宿泊施設（床面積の合計が2,000㎡未満のものを除き、客室の総数が50以上のものに限る。）に設ける客室のうち、当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、次の構造とすること。		
室内の空間	ア 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。	客室内に直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを1以上設ける。	・ベッドの高さは、車椅子使用者にも使いやすい45～50cm程度とする。 ・ベッド片側の通路は最低80cm確保する。 ・床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。
出入口の構造	イ 出入口の幅は、内のリを80cm以上とすること。 ウ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		・出入口の幅は、85cm以上とする。 ・高齢者や視覚障がい者がカードキーを円滑に利用するため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫をする。 ・室名表示は、文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。
スイッチ類	エ スイッチ類は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。	車椅子使用者が手の届く位置に設置すること。 通常のコンセント類は、床面から40cm程度、ベッド周辺のスイッチ、コンセント類は80～90cm程度、インターホン、モニターは110cm程度とする。	・照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。 ・スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。
便所の構造	オ 便所はp●（「(8)便所」）(1) ウ ア及び エ イ、 (2)(6) アからキまでに定めるものとする。		
洗面所の構造	カ 洗面所は、p●（「(11)洗面所」）アから エ オまでに定めるものとする。		・鏡は洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
浴室の構造	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。 (ア)p129(「(12)浴室等」)イからクまでに定めるものとする。 (イ)段を設けないこと。 (ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。		
聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮した設備を設けること。	聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。	・電話機はベッドから手の届く位置に設置する。
	ケ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置を設けること。		・便所の戸に、ドアロックセンサーを設ける。
(2)客室の位置	(2)(1)の客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。		

(14)観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)
(規則別表2 1 建築物の表13の項)

出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車椅子使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用席の設置	(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1/100以上)を、車椅子使用者用の区画(車椅子使用者用席)とすること。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。		・車椅子使用者用席は、以下の数を設ける。 ①座席数が100以下の場合…2以上 ②座席数が101以上200以下の場合…2%以上 ③座席数が201以上2,000以下の場合…1%+2以上 ④座席数が2,001以上の場合…0.75%+7以上 ・座席数が201以上の場合には、車椅子使用者用客席が特定の場所に偏らないよう、2箇所以上に分散して設ける。 ・同伴者(介助者、家族、友人等)用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
(2)車椅子使用者用席の構造	(2) 車椅子使用者用席は、次の構造とすること。		
	ア 床は水平とすること。 イ 幅は90cm以上、奥行きは135cm以上とすること。	奥行き135cmとは、電動車椅子が収まる寸法である。	・リクライニング式の車椅子等の使用者に対応するため、奥行140cm以上とする。 ・車椅子使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。
(3)車椅子使用者用席までの通路の構造	(3) 観覧席等のある室の出入口(利用円滑化経路を構成するもの)から車椅子使用者用席までの通路は、次の構造とすること。		
通路の幅	幅は、内のりを140cm以上とすること。	幅140cmとは、車椅子が方向転換できる寸法である。	
表面の仕上げ	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
階段等の制限	ウ 階段又は段を設けないこと。		
傾斜路の構造	エ 傾斜路を設ける場合は、p105(「(5)傾斜路」)の(1)力及びキ、(2)アb、c及びイbに定めるものとすること。		

(4)聴覚障がい者への配慮	(4) (1)の施設に不特定多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	聴覚障がい者が利用できるヒアリングループ(磁気ループ)システム、FM補聴装置(無線式)、赤外線補聴システム等の集団補聴装置を設ける。	・舞台等に字幕を表示する設備を設ける。(例:電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等)
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(5)その他			客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。通用口や劇場内の通路等から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動時に配慮したものとする。

■観覧室等の整備例



(16)-6 授乳及びおむつ替えの場所(規則別表2 1 建築物の表19の項)

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置が望まれる。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。この場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示する。	「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、椅子のほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。 乳児用ベッドは、ユニバーサルシート（大型ベッド）との兼用は不可である。	・おむつ替えの場所は、男女ともに利用できる場所に設置する。

■授乳及びおむつ替え場所の整備

■授乳室等の表示例

<授乳室等の表示例(出典:日本産業規格 JIS Z8210)>



授乳室
(女性用)



授乳室
(男女共用)



ベビーケアルーム

乳幼児用設備、おむつ交換台の表示例については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の~~2.7.4~~10.8 便所・洗面所の設計標準(共通事項)~~(6)③~~3.6.2 便房の機能を示す表示板(標識)<便房設備(機能)の表示例(日本産業規格 JIS Z8210)>を参照。

路外駐車場（規則別表2 4 路外駐車場の表）

車椅子使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場には、1以上の車椅子使用者用駐車区画を確保し、車椅子使用者用駐車区画から出入口までの通路は、車椅子使用者に配慮した構造とする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用駐車施設の設置	(1) 路外駐車場を設ける場合には、 以下に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を1以上（駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上）設けること。 ア 駐車施設数が200以下の場合…2%以上 イ 駐車施設数が201以上の場合…1%+2%以上 ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。		→全駐車施設数200台以下の場合 →全駐車台数×1/50以上 →全駐車施設数200台超過の場合 →全駐車台数×1/100+2以上 ・全駐車施設数に関わらず、全駐車台数×2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
(2)車椅子使用者用駐車施設の構造	(2) (1)の車椅子使用者用駐車施設は、次の構造とすること。		
	ア p123(「(9)駐車場」) (2)(3) ア、イに定めるものとすること。		・雨天、降雪時の乗降に配慮し、車椅子使用者用駐車施設に屋根又は庇を設ける。 ・車椅子使用者用駐車施設に屋根または庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した有効高さ(はり下高さ等)を確保する。
	イ 歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあつては、車両用出入口)から車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3)誘導	(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、次の内容を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。 ・車椅子使用者用駐車施設がある旨 ・出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路		
(4)段差の解消	(4) (2)イの経路上には、段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。		
(5)通路の構造	(5) 歩行者用通路は、p96(「(2)敷地内の通路」)(1)及び(2)-1イ(ア)a、c		・場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。

	に定める構造とすること。		
--	--------------	--	--

引用・参考文献

- ・高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省 令和3年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都 令和5年
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】 横浜市 令和5年
- ・京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例整備マニュアル 京都市 令和5年
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版 福岡市 令和2年

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック【令和8年(2026年)改訂版】

令和8年〇月 発行

市政等資料番号 01-F04-24-735

編集・発行 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2936

FAX 011-218-5181



札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック

【令和8年(2026年)改訂版】